

熊本県告示第870号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛及び豚の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成16年9月3日 午前10時30分から	熊本県農業研究センター (菊池郡合志町栄3801)

公 告**熊本県公告第667号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨公告する。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	花房東部地区 (第1-2工区)	平成11年3月10日	平成16年6月7日	熊本県

熊本県公告第668号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド八代店
熊本県八代市建馬町四号28番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 設置する者
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番11号 代表取締役 山田 昇
(2) 小売業を行う者
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番11号 代表取締役 山田 昇
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成17年3月22日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,660平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数
170台
(2) 駐輪場の収容台数
36台
(3) 荷さばき施設の面積
183平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量
125立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前9時30分から午後9時30分まで
(3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで

7 届出年月日

平成16年7月22日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室

平成16年8月18日から平成16年12月18日まで

熊本県公告第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市中青井田町字上青井田343番10、同354番48及び同368番8
1,128.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
人吉市中青井田町字下青井田369番地1
岩下兄弟株式会社

熊本県公告第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
鹿本郡植木町大字投刀塚字迫谷297番、同大字鎧田字六反1037番2
14,872.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区塩原一丁目28番24号
嘉穂無線株式会社

登 載 依 頼**熊情管公告第2055号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年8月18日

熊本県警察本部長 大 山 憲 司

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
ア 熊本県警察統合OAシステム用サーバ 1台
イ 熊本県警察統合OAシステム用サーバ関連機器 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成16年10月1日から平成20年9月30日まで
 - (4) 納入期限
平成16年9月30日（木）
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、48月賃借料率で計算すること。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札に参加できる者
- 2に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を、平成16年8月27日（金）午後6時15分までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- 4 契約条項を示す場所
- 熊本県警察本部警務部情報管理課高度情報通信係（熊本県警察本部庁舎4階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-2048
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成16年8月18日（水）から平成16年8月27日（金）までの日（県の休日を除く。）午前10時から午後6時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成16年9月3日（金）午後2時から
- イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎4階 OA研修室
- (4) 入札書の提出方法
- 5の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年9月2日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
- 入札に参加しようとする者は、見積った1月当たりの金額に借入期間月数(48月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札